

病床数適正化緊急支援事業に係る誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

所	在	地	
法	人	名	
法	人	代	表
者	の	職	・
氏	名		㊟
医	療	機	関
名			

病床数適正化緊急支援事業の申請に当たり、以下の事項を誓約の上、申請いたします。

1	令和8年4月8日付け厚生労働省医政局長通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業の実施について」（医政発0408第4号）の別紙「病床数適正化緊急支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の内容を確認し、これを遵守することを誓約いたします。	
2	給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者※ ¹ は、申請通りに病床の削減を行わなかった場合、給付金全額を返還することを誓約いたします（実施要綱（5）（5-4）ア）。	
3	給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者※ ¹ は、給付金の支給を受けた日から令和19年3月31日までに病床を増加させた場合（医療法第30条の4第10項から第12項までの規定により千葉県知事において病床の増加が必要と認めた場合を除く。）、給付金全額を返還することを誓約いたします（実施要綱（5）（5-4）イ）。	
4	給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者※ ¹ は、令和9年3月31日時点において医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合等※ ² の手続きを行わず廃院した場合、給付金全額を返還することを誓約いたします（実施要綱（5）（5-4）ウ）。	
5	給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者※ ¹ は、申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けた場合、給付金全額を返還することを誓約いたします（実施要綱（5）（5-4）エ）。	
6	削減する病床と医療法上の病床種別を同じとする休床の病床がある場合は、休床から申請を行うことを了承し、これを誓約いたします（実施要綱（5）（5-5））。	
7	削減病床は、千葉県病床数適正化支援事業（R7年度実施）の交付を受けた病床ではないことを誓約いたします（実施要綱（4）3）。	
8	削減病床は、産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）ではないこと（ただし、産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）を誓約いたします（実施要綱（4）3①）。	
9	削減病床は、同一開設者の医療機関へ融通した病床ではないことを誓約いたします（実施要綱（4）3②）。	

10	削減病床は、事業譲渡等により削減した病床ではないことを誓約いたします（実施要綱（４）３③）。	
11	削減病床は、病床種別を変更した病床ではないことを誓約いたします（実施要綱（４）３④）。	
12	削減病床は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３の規定に基づき医療措置協定を締結した医療機関における協定を締結した病床又は協定を締結した病床数が確保できない程度の病床数ではないことを誓約いたします（実施要綱（４）３⑤）。	
13	特例病床等を有する医療機関で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床がある場合、該当の特例病床等の削減を行うことを誓約いたします（実施要綱（４）３⑥）。	
14	千葉県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）医療機関ではないことを誓約いたします（実施要綱（５）（５-１）①）。	
15	令和９年３月 31 日時点において廃院する予定はないことを誓約いたします（実施要綱（５）（５-１）②）。	
16	14又は15で「いいえ」に該当する場合、医療法第30条の14第１項に規定する協議の場合等※ ² の手続きを経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認められた場合のみ支給対象になることを承知し、これを誓約いたします（実施要綱（５）（５-１）なお書き）。	
17	令和９年３月 31 日時点において事業譲渡等を行う予定はないことを誓約いたします（実施要綱（５）（５-１）③）。	

※¹：「開設者又は開設者であった者」は、医療機関単位ではなく、法人単位となります。

※²：「医療法第30条の14第１項に規定する協議の場合等」は、一般・療養病床は地域医療構想調整会議、精神病床は地方精神保健福祉審議会を予定しています。

ご 担 当 者 様 氏 名

お 電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス